



第 92 回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時

場所

富山市大手町1番2号
富山国際会議場 2階 特別会議室

（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

株主総会のお土産はご用意しておりません。

決議
事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の一部改定および継続の件

目次

第92回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告	25
株主総会参考書類	30

北陸電気工業株式会社
証券コード：6989



(証券コード6989)
(発送日)2026年6月4日
(電子提供措置の開始日)2026年6月3日

株 主 各 位

富山県富山市下大久保3158番地
北 陸 電 気 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 下 坂 立 正

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hdk.co.jp/ir/stock/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6989/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「北陸電気工業」または「コード」に当社証券コード「6989」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 富山市大手町1番2号
富山国際会議場 2階 特別会議室
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 (1) 第92期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第92期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の一部改定および継続の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
(5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面又は電磁的方法により当社へご通知ください。

以 上

◎当日出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



2026年6月26日 (金曜日)
午前10時



2026年6月25日（木曜日）
午後5時到着分まで



2026年6月25日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

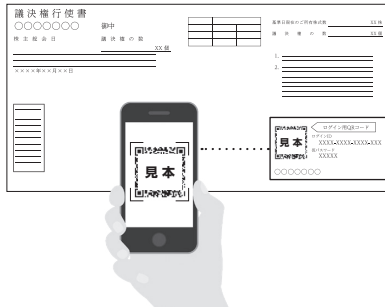
– 3 –

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

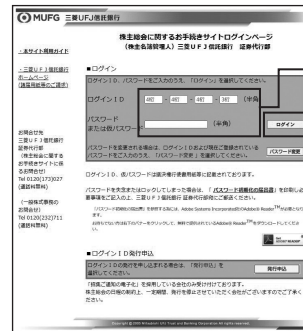


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国では個人消費の下支えにより景況は底堅く推移し、中国では輸出が米国以外向けに増加したものの、不動産不況や政府補助金の効果低減に伴い内需の減速が鮮明になりました。

わが国におきましては、自動車関連の輸出が減少するなど米国関税による影響を受けましたが、個人消費および設備投資は底堅さを維持しました。

そのような環境下、エレクトロニクス市場におきましては、AIの拡大を背景にデータセンタール向けが増加しましたが、EV向けが失速したことから、電子部品需要は総じて弱含みで推移しました。また、年度後半にかけて貴金属相場が高騰し、原材料価格が上昇いたしました。

こうした状況のなかで、当社グループ（当社および連結子会社）におきましては、付加価値率の高い新分野への拡販を図る一方、生産効率の改善に努めました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高が43,128百万円（前期比△0.1%）、営業利益は2,311百万円（同△11.1%）となり、経常利益は2,742百万円（同△3.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,986百万円（同△9.5%）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 電子部品

電子部品は、売上高は42,275百万円（前期比+0.2%）となりましたが、貴金属相場の高騰に伴い材料コストが増加し、営業利益は3,467百万円（同△5.1%）となりました。

② 金型・機械設備

金型・機械設備は、機械設備の外販が振るわなかったものの、金型においてアミューズメント向けが増加し、売上高765百万円（同+9.6%）、営業利益110百万円（同+101.7%）となりました。

③ その他

その他は、商品仕入及び不動産業等にかかる事業であり、売上高536百万円（同△6.5%）、営業利益57百万円（同△49.7%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、モジュール製品およびセンサの増産のための機械装置を主体に行い、全体で1,890百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は中東情勢の悪化に伴い、サプライチェーンの混乱や資源価格の高騰が懸念され、物価上昇圧力により景気減速の可能性も考えられる状況となっております。

また、エレクトロニクス市場におきましては、中長期的にはモビリティにおける電動化の進展やAIの普及に伴い部品需要が拡大するものと見込まれますが、現況下では貴金属相場の高騰に伴い原材料価格が上昇しており、収益環境が厳しくなっております。

このような事業環境のなか、当社グループは部材の安定調達に努めるとともに、顧客との売価交渉およびコストダウン等の対応を進めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第89期 2022年度	第90期 2023年度	第91期 2024年度	第92期 (当期) 2025年度
(連結経営指標)				
売 上 高 (百万円)	45,459	40,811	43,185	43,128
経 常 利 益 (百万円)	3,581	3,107	2,849	2,742
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	647	2,538	2,194	1,986
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円. 銭)	77.36	307.33	270.78	253.15
総 資 産 額 (百万円)	42,979	41,645	43,195	46,177
純 資 産 額 (百万円)	17,107	20,106	22,713	25,817
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円. 銭)	2,043.56	2,463.43	2,863.49	3,290.86
(個別経営指標)				
売 上 高 (百万円)	38,720	33,996	36,361	37,197
経 常 利 益 (百万円)	1,963	2,425	2,260	2,421
当 期 純 利 益 (百万円) 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△ 545	2,361	1,845	1,904
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円. 銭)	△ 65.16	285.90	227.74	242.70
総 資 産 額 (百万円)	35,468	34,093	34,104	36,109
純 資 産 額 (百万円)	12,446	14,321	15,316	16,945
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円. 銭)	1,486.78	1,754.57	1,930.98	2,159.92

(6) 重要な子会社の状況（2026年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
北 陸 興 産 (株)	80百万円	100%	不動産の賃貸および保険代理業
朝 日 電 子 (株)	50百万円	100%	チップ抵抗器の製造
ダ イ ワ 電 機 精 工 (株)	80百万円	95%	金型の製造販売
北 電 マ レ ー シ ア (株)	125百万M\$	100%	回路基板の製造販売
上 海 北 陸 微 電 子 (有)	27百万US\$	100%	モジュール製品の製造販売
北 陸 電 気 (広 東) (有)	6百万US\$	100%	抵抗器の製造
天 津 北 陸 電 気 (有)	4百万US\$	100%	電子デバイスの製造
北 陸 (上 海) 国 際 貿 易 (有)	4百万US\$	100%	電子部品の販売
北 陸 シ ン ガ ポ ー ル (株)	13百万S\$	100%	電子部品の販売
H D K タ イ ラ ン ド (株)	152百万THB	100%	モジュール製品の製造販売

(注) 北電マレーシア(株)の当社の出資比率のうち、間接所有分は21%であります。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品 ま た は 業 種
電子部品	抵抗器、モジュール製品、電子デバイス、その他の電子部品
金型・機械設備	金型製造業、機械製造業
その他	非直線素子の仕入販売、不動産賃貸業、保険代理業

(8) 主要な営業所および工場 (2026年 3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	富山県富山市	機構部品工場	富山県富山市
東京営業所	東京都品川区	センサ工場	//
大阪営業所	大阪府枚方市	P R C工場	富山県立山町
北関東営業所	埼玉県熊谷市	機構部品榆原工場	富山県富山市
静岡営業所	静岡県静岡市	ピエゾ工場	//
北陸営業所	富山県富山市	モジュールシステム事業本部	//
名古屋営業所	愛知県名古屋市	朝日電子(株)	富山県朝日町
北陸興産(株)	富山県富山市	野村エンジニアリング(株)	神奈川県大和市
皮膜工場	//	北電マレーシア(株)	マレーシアジョホール州
		上海北陸微電子(有)	中国上海市

(注) 上記の他、販売子会社をアメリカ、シンガポール、中国、タイ、香港に、製造子会社を中国、タイに有しております。

(9) 従業員の状況 (2026年 3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,833名	32名増

(注) 従業員は就業人員（非常勤者を除く）数としております。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
644名	5名増	44.0歳	20.5年

(注) 従業員は就業人員（非常勤者を除く）数としております。

(10) 主要な借入先 (2026年 3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 陸 銀 行	3,535百万円
株 式 会 社 北 國 銀 行	1,161
株 式 会 社 富 山 銀 行	1,012
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,007
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	980
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	963

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,450,099株（うち自己株式604,854株）
 (3) 株主数 6,345名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社フェローテック	1,027千株	13.10%
北電工取引先持株会	472	6.02
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	382	4.87
北電工従業員持株会	350	4.47
株式会社北陸銀行	301	3.84
株式会社北國銀行	158	2.02
前田建設工業株式会社	149	1.91
株式会社富山銀行	139	1.78
コーセル株式会社	112	1.44
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	112	1.43

- (注) 1. 当社は自己株式604千株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（604千株）を除いて計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	4,116株	5名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. (2) 取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1)取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	しも さか りゅう しょう 下 坂 立 正	
取締役	にし むら ゆう じ 西 村 裕 司	経営改革本部長
取締役	むら かみ よし のり 村 上 吉 憲	モジュールシステム事業本部長
取締役	あん どう まさ と 安 藤 正 人	開発本部長
取締役	ふく さわ よし つか 福 澤 義 司	コンポーネント事業本部長 朝日電子(株)代表取締役社長
取締役	つぼ かわ さだ こ 坪 川 貞 子	社会保険労務士法人坪川事務所代表社員 行政書士法人坪川事務所代表社員
取締役（監査等委員・常勤）	すぎ もと まなぶ 杉 本 学	
取締役（監査等委員）	きた の その まさ ゆき 北 之 園 雅 章	桜川協和法律事務所弁護士
取締役（監査等委員）	きく しま さと し 菊 島 聡 史	
取締役（監査等委員）	い むら かず あき 井 村 一 明	井村一明税理士事務所所長 中村留精密工業(株)社外監査役

- (注) 1. 2025年6月27日開催の第91回定時株主総会において、福澤義司氏および坪川貞子氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 2025年6月27日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、取締役多田守男氏は任期満了により退任いたしました。
3. 監査等委員会の情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、杉本学氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役坪川貞子氏および取締役（監査等委員）北之園雅章氏、菊島聡史氏、井村一明氏は社外取締役であります。
5. 取締役坪川貞子氏は、特定社会保険労務士、特定行政書士としての長年の経験および専門的な知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）北之園雅章氏は、弁護士の資格を有しております。
7. 取締役（監査等委員）菊島聡史氏は、長年金融機関に勤務し要職に携わってきた経歴や元企業経営者としての経験から、金融および経済に関して相当程度の知見を有しております。
8. 取締役（監査等委員）井村一明氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 取締役坪川貞子氏および取締役（監査等委員）北之園雅章氏、菊島聡史氏、井村一明氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

10. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等を除く。）。当該保険契約の保険料は全額会社負担としています。

(2)取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しておりますが、2023年3月28日開催の取締役会において、その趣旨に反しない範囲で表現の明確化等の変更決議をしております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役会は、代表取締役社長下坂立正に各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案し各取締役の役割と責務を検討するには代表取締役が適していると判断したためであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能するよう、株主の利益と連動した報酬体系とする。監査等委員である取締役を除く取締役の報酬水準は、役員のキャリア要件ならびに業績等を勘案し、役割と責務に相応しい水準とすることを基本方針に、毎年、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会に代表取締役がその内容を諮問し、相当であることの答申を得た上で取締役会にて決定する。監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみとし監査等委員の協議により決定する。

ロ. 報酬の構成及び割合

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬である賞与および非金銭報酬である株式報酬から構成する。固定報酬と非金銭報酬の割合は、固定報酬の水準と安定性を重視し、株主利益の追求にも配慮して定める。業績連動報酬については、業績向上に対するインセンティブが働くよう、固定報酬または非金銭報酬に対する割合に制限は設けない。

ハ. 固定報酬の額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む。）に関する方針

当社の取締役の固定報酬は月例の金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じ他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

二. 業績連動報酬、非金銭報酬の内容および額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む。）に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬である賞与とし、直近の決算期における連結売上高および連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出される額を事業年度終了後に年1回支給する。

非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、当社の普通株式（譲渡制限付株式）を支給する報酬とする。中長期的な社会価値の創出やE S Gへの取組等の非財務状況も勘案し、事業年度ごとに年1回付与する。業務執行取締役は、取締役会の決議により、譲渡制限付株式報酬に充てるものとされた金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとする。非金銭報酬については、各取締役に対する支給額は役位ごとに設定する。

ホ. 個人別の報酬等の内容に関する決定の方法

個人別の報酬額および支払い時期については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の額および割当株式数とする。

当該権限が代表取締役によって適切に行使されるようにするため、役位ごとの支給水準、算定方法または付与水準の考え方に関しては、代表取締役がその内容について指名・報酬諮問委員会に諮問し、代表取締役はその答申を得ることを上記の委任の条件とする。代表取締役は当該答申の内容を踏まえて決定しなければならない。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	79 (3)	57 (3)	12 (-)	9 (-)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	30 (14)	30 (14)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 （うち社外取締役）	109 (17)	87 (17)	12 (-)	9 (-)	12 (5)

- (注)1. 上表には、2025年6月27日開催の第91回定時株主総会終結の時を持って退任した取締役1名及び取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役（監査等委員を除く。）の固定報酬および業績連動報酬の限度額は、2022年6月29日開催の第88回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、2022年6月29日開催の第88回定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のための株式報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、6名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名です。
5. 株式報酬の内容は当社の株式であり、割当の条件等は、12頁の「4.(2)①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、10頁の「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 取締役坪川貞子氏は、社会保険労務士法人坪川事務所および行政書士法人坪川事務所の代表社員であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
 - ・ 取締役（監査等委員）北之園雅章氏は、桜川協和法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
 - ・ 取締役（監査等委員）井村一明氏は、井村一明税理士事務所所長および中村留精密工業(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者等との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	坪 川 貞 子	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、また監査等委員会4回の全てに出席いたしました。主に社会保険労務士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、働き方改革や女性活躍等について適宜、必要な発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	北之園 雅 章	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	菊 島 聡 史	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融や経済の見地や元企業経営者としての経験から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、コーポレート・ガバナンス等について適宜、必要な発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	井 村 一 明	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

※坪川貞子氏は、2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を退任し、取締役（監査等委員を除く。）に就任しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	30百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性および報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、北電マレーシア(株)、上海北陸微電子(有)、北陸電気（広東）(有)、天津北陸電気(有)、北陸（上海）国際貿易(有)、北陸シンガポール(株)、HDKタイランド(株)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

もとより、当社は、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものではないと考えており、係る買付けを一律に否定するものではありません。また、これを受入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思に委ねられるべきものと考えております。

大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。しかしながら、近時の、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意形成のプロセスを経ることなく、突如として一方的に大規模買付行為を強行するといった動きがなされる可能性も決して否定できません。

大規模買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為もないとはいえません。

このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役会としての責務であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

① 当社グループの事業運営の基本的な考え方

当社グループは、「Creating for the Future」をスローガンに掲げ、「誠実をもって仕事に励もう」「責任を自覚しお互いに協力しよう」「良い製品をつくり社会の発展に尽くそう」という創業以来の企業理念に基づき、品質と安全にこだわりながら社会に価値を提供してきました。「モノ造りを通じて未来を開くイノベーションに挑戦し、心豊かな社会の発展に貢献します」というビジョンのもと、これからも社会課題解決に寄与する製品を開発・提供してまいります。こうした取り組みが、当社グループの企業価値を安定的かつ継続的に向上させ、ひいては株主共同の利益の実現に資するものと考え、経営に邁進しております。

また、大きく変動する事業環境に対応し、サステナビリティ経営基盤の強化を図るとともに、ステークホルダーとの対話を重視してまいります。新たな価値の創出に挑戦し続け、当社の価値を広く認めていただけるよう持続的な成長に努めてまいります。

② 重点施策等

(a) コア事業の進化

抵抗器、センサ、モジュールの3つのコア事業について、市場ニーズにマッチした高付加価値製品の開発、環境や安心・安全に貢献する製品の提供、モビリティ分野の電動化ニーズを捉えたソリューションビジネスの展開などを通じてバランスよく着実な伸長を図ってまいります。

併せまして、ASEAN地域の生産体制拡充や成長著しいインドで駐在員事務所を設立するなど、グローバルな販売・供給体制を強化してまいります。

(b) 新製品、新規事業の推進

モビリティ分野やGX／DXなどの成長分野をターゲット市場に定め、社会課題解決型の新製品開発を推進しております。

また、電子部品デバイスとソリューションの新製品開発により、当社の強みである「電子部品デバイス×実装×ソフト設計＝コア技術の融合によるソリューション製品」の拡大を目指してまいります。

(c) 経営基盤のさらなる強化

サステナビリティ経営基盤の質向上とガバナンス体制を強化するとともに、人的資本経営の推進を図ってまいります。

当社グループにとって、企業価値を高めていくための源泉は人的資本であると考えています。多様性にあふれた個性を活かし、一人ひとりが自律的に行動できる力の醸成や自らの成長を通じて企業の発展に自主的に貢献できる環境を整備することで、社員のウェルビーイング向上と新しい挑戦に取り組むことができる文化の醸成を目指してまいります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2008年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において、当社の株式の大規模買付行為に関する対応策を導入し、その後、2011年6月29日開催の第77回定時株主総会、2014年6月27日開催の第80回定時株主総会、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会、2020年6月26日開催の第86回定時株主総会および2023年6月29日開催の第89回定時株主総会において、有効期限を2026年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとして株主の皆様のご承認をいただき継続いたしました（以下、第89回定時株主総会において継続をご承認いただいた対策案を「本施策」といいます。）。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とし、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主および当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請し、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました。

なお、本施策の詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2023年5月10日付発表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご覧ください。

(3) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する取組み（上記(2)①②の取組み）について

上記(2)①②に記載した企業価値向上のための取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(2)③の取組み）について

本施策は、上記(2)③および当社ホームページに掲載の2023年5月10日付発表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」に記載のとおり、その内容において、当社の基本方針に沿うものであり、かつ、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するための工夫がなされ、さらに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的をもって継続されるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、資本効率の向上を図る観点から、純資産配当率3.0%以上、連結配当性向35%を目処として、2つの指標をともに満たすよう行っていくことを基本方針としております。

配当金の決定機関は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

当事業年度における配当につきましては、当期純利益が計画を上回ったことを踏まえ、前事業年度の1株あたり90円00銭（普通株式90円00銭）から95円00銭（普通株式95円00銭）に増配することといたしました。

また、当社はこれまで年1回の期末配当を実施してまいりましたが、2027年3月期から、株主の皆様への利益還元の機会を充実させることを目的として、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことといたしました。なお、当社の定款において、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	32,663	流 動 負 債	11,796
現 金 及 び 預 金	13,079	電 子 記 録 債 務	111
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	7,807	買 掛 金	5,069
電 子 記 録 債 権	967	短 期 借 入 金	4,111
商 品 及 び 製 品	1,448	未 払 法 人 税 等	591
仕 掛 品	4,060	賞 与 引 当 金	474
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,359	そ の 他	1,438
そ の 他	1,972	固 定 負 債	8,563
貸 倒 引 当 金	△ 31	長 期 借 入 金	4,923
固 定 資 産	13,513	リ ー ス 債 務	328
有 形 固 定 資 産	9,376	再評価に係る繰延税金負債	319
建 物 及 び 構 築 物	2,553	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,891
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,674	そ の 他	99
土 地	2,652	負 債 合 計	20,359
そ の 他	496	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	322	株 主 資 本	19,303
投 資 そ の 他 の 資 産	3,813	資 本 金	5,200
投 資 有 価 証 券	2,185	資 本 剰 余 金	3,961
繰 延 税 金 資 産	687	利 益 剰 余 金	11,003
そ の 他	952	自 己 株 式	△ 861
貸 倒 引 当 金	△ 11	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	6,513
資 産 合 計	46,177	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	960
		土 地 再 評 価 差 額 金	643
		為 替 換 算 調 整 勘 定	4,585
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	323
		純 資 産 合 計	25,817
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,177

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	43,128
売上原価	34,616
売上総利益	8,512
販売費及び一般管理費	6,201
営業利益	2,311
営業外収益	588
受取利息及び受取配当金	190
為替差益	277
その他	120
営業外費用	156
支払利息	90
その他	66
経常利益	2,742
特別利益	184
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	107
保険解約返戻金	57
その他	17
特別損失	134
固定資産除却損	57
減損損失	41
保険解約損	30
その他	4
税金等調整前当期純利益	2,792
法人税、住民税及び事業税	773
法人税等調整額	32
当期純利益	1,986
親会社株主に帰属する当期純利益	1,986

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

招集と通知

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,371	流 動 負 債	10,848
現 金 及 び 預 金	3,066	電 子 記 録 債 務	65
電 子 記 録 債 権	940	買 掛 金	4,337
売 掛 金	7,328	短 期 借 入 金	4,079
商 品 及 び 製 品	382	未 払 法 人 税 等	481
仕 掛 品	2,451	未 払 金	1,175
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	14	賞 与 引 当 金	365
未 収 入 金	2,666	そ の 他	342
そ の 他	520	固 定 負 債	8,315
固 定 資 産	18,737	長 期 借 入 金	4,814
有 形 固 定 資 産	5,178	再評価に係る繰延税金負債	319
建 築 物	1,196	退 職 給 付 引 当 金	3,072
構 築 物	89	そ の 他	108
機 械 及 び 装 置	1,897	負 債 合 計	19,163
車 両 運 搬 具	1	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	137	株 主 資 本	15,632
土 地	1,851	資 本 金	5,200
建 設 仮 勘 定	4	資 本 剰 余 金	4,031
無 形 固 定 資 産	193	資 本 準 備 金	462
投 資 其 他 の 資 産	13,365	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,568
投 資 有 価 証 券	2,153	利 益 剰 余 金	7,263
関 係 会 社 株 式	9,915	利 益 準 備 金	604
長 期 貸 付 金	22	そ の 他 利 益 剰 余 金	
繰 延 税 金 資 産	862	繰 越 利 益 剰 余 金	6,659
そ の 他	723	自 己 株 式	△ 861
貸 倒 引 当 金	△ 311	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,312
資 産 合 計	36,109	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	959
		土 地 再 評 価 差 額 金	352
		純 資 産 合 計	16,945
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	36,109

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	37,197
売 上 原 価	31,783
売 上 総 利 益	5,413
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,984
営 業 利 益	1,429
営 業 外 収 益	1,273
受 取 利 息 及 び 配 当 金	663
設 備 賃 貸 料	227
為 替 差 益	301
そ の 他	82
営 業 外 費 用	281
支 払 利 息	76
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	123
そ の 他	82
経 常 利 益	2,421
特 別 利 益	173
固 定 資 産 売 却 益	1
投 資 有 価 証 券 売 却 益	107
保 険 解 約 返 戻 金	57
そ の 他	7
特 別 損 失	108
固 定 資 産 除 却 損	34
減 損 損 失	41
保 険 解 約 損	30
そ の 他	1
税 引 前 当 期 純 利 益	2,486
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	569
法 人 税 等 調 整 額	12
当 期 純 利 益	1,904

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

北陸電気工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 秀 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 南 波 洋 行
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸電気工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

北陸電気工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋	田	秀	樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南	波	洋	行

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電気工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

北陸電気工業株式会社	監査等委員会
取締役常勤監査等委員 杉 本 学	㊞
社外取締役監査等委員 北 之 園 雅 章	㊞
社外取締役監査等委員 菊 島 聡 史	㊞
社外取締役監査等委員 井 村 一 明	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案およびその参考資料

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、各取締役候補者は、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	しも さか りゅうしょう 下坂 立正	代表取締役社長	再 任
2	にし むら ゆう じ 西村 裕司	取締役	再 任
3	むら かみ よし のり 村上 吉憲	取締役	再 任
4	あん どう まさ と 安藤 正人	取締役	再 任
5	ふく さわ よし つか 福澤 義司	取締役	再 任
6	つぼ かわ さだ こ 坪川 貞子	取締役	再 任 社 外 独 立

再 任 再任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

しも さか りゅう しょう
下 坂 立 正

再任



生年月日

1959年12月3日

所有する当社の株式数
14,714株

在任年数
10年

取締役会出席状況
15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4 月 (株)北陸銀行入行
2012年10月 同行監査部担当部長
2014年 7 月 当社入社 社長付部長
2014年11月 当社管理本部長
2015年 7 月 当社執行役員管理本部長

2016年 6 月 当社取締役管理本部長
2018年 6 月 当社常務取締役管理本部長
2019年 3 月 北陸興産(株)代表取締役社長
2024年 6 月 当社代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

管理部門での豊富な経験と実績を有しており、当社の財務体制の改善、コーポレート・ガバナンスの強化、エンゲージメント向上等の統括業務に携わり、2024年に代表取締役社長に就任して以来、当社の企業価値向上のためリーダーシップを発揮しております。今後もグループ全体の経営に対して適切な監督を行い、当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

にし むら ゆう じ
西 村 裕 司

再任



生年月日

1965年1月15日

所有する当社の株式数
8,376株

在任年数
4年

取締役会出席状況
15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1989年 4 月 当社入社
1999年 7 月 当社名古屋営業所長
2015年 7 月 当社高周波部品事業本部製造部長
2017年 4 月 当社コンポーネント事業本部長

2019年 7 月 当社執行役員コンポーネント事業本部長
2022年 6 月 当社取締役コンポーネント事業本部長
2023年 6 月 当社取締役経営改革本部長(現任)

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

当社営業、製造部門等での豊富な経験と実績を有しており、現在は、経営関連部門全般の業務執行に携わっております。これらの経験と知見が、当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 3 むら かみ よし のり 村上 吉憲

再任



生年月日
1966年6月17日
所有する当社の株式数
6,876株
在任年数
4年
取締役会出席状況
15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1989年 4 月	当社入社	2019年 7 月	当社執行役員
2013年 7 月	HDKマイクロデバイス(株)開発部長	2022年 6 月	当社取締役
2014年 7 月	上海北陸微電子(株)董事長	2023年10月	当社取締役モジュールシステム事業本部長（現任）
2018年 7 月	HDKマイクロデバイス(株)代表取締役社長		

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

当社製造・開発、海外部門等での豊富な経験と実績を有しており、現在は、モジュールシステム事業全般の業務執行に携わっております。これらの経験と知見が、当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 4 あん どう まさと 安藤 正人

再任



生年月日
1964年1月5日
所有する当社の株式数
4,368株
在任年数
3年
取締役会出席状況
15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月	当社入社	2019年 7 月	当社執行役員兼HDKチャイナ(株)董事長
2014年 7 月	当社アドバンストデバイス開発本部 部長	2023年 4 月	当社執行役員社長付部長
2015年 7 月	当社高周波部品事業本部長	2023年 6 月	当社取締役開発本部長
2016年 7 月	当社執行役員高周波部品事業本部長	2026年 4 月	当社取締役 品質保証担当（現任）

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

当社製造・開発・海外部門等での豊富な経験と実績を有しており、現在は、品質保証部門全般の業務執行に携わっております。これらの経験と知見が、当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

ふく さわ よし つか
福澤 義司

再任



生年月日

1964年3月24日

所有する当社の株式数

2,352株

在任年数

1年

取締役会出席状況

11/11回

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4 月 当社入社
2002年 7 月 朝日電子(株)工場長
2019年 6 月 朝日電子(株)代表取締役社長
(現任)

2021年 7 月 当社執行役員
2023年 7 月 当社執行役員コンポーネント事業本部長
2025年 6 月 当社取締役コンポーネント事業本部長 (現任)

重要な兼職の状況

朝日電子株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社営業、製造部門での豊富な経験と実績を有しており、現在は、コンポーネント事業全般の業務執行に携わっております。これらの経験と知見が、当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

つぼ かわ さだ こ
坪川 貞子

再任 社外 独立



生年月日

1962年5月2日

所有する当社の株式数

900株

在任年数

3年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1989年12月 社会保険労務士登録 開業
1990年 2 月 行政書士登録 開業
2012年 1 月 社会保険労務士法人坪川事務所
代表社員 (現任)

2015年 9 月 行政書士法人坪川事務所代表社員 (現任)
2023年 6 月 当社取締役監査等委員
2025年 6 月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

社会保険労務士法人坪川事務所代表社員
行政書士法人坪川事務所代表社員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

特定社会保険労務士、特定行政書士の長年の経験及び専門的な知見により、当社経営に適切な助言をいただいております。社外取締役として、働き方改革や女性活躍などをさらに経営に取り込むことの助言や監督を行っていただくことが、当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると期待したため、取締役候補者いたしました。

また、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与しております。なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 福澤義司氏の取締役会出席状況について、前回新任のため他の再任候補者と開催回数・出席回数が異なります。
3. 坪川貞子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、坪川貞子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合は引き続き独立役員として指定する予定であります。
5. 坪川貞子氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、社外取締役として1年、監査等委員である社外取締役として2年、通算して3年となります。
6. 取締役候補者の選任についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりです。
監査等委員会は、当社の取締役候補者の選任について、指名・報酬諮問委員会での議論を含めて検討を行った結果、各候補者の資質や業務状況、取締役会の監督機能の実効性および企業価値の向上等の観点において、取締役候補者に選任することが適切であると判断いたしました。
7. 当社は、坪川貞子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は締結済み契約の継続をする予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等を除く）。当該保険契約の保険料は全額会社負担としています。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 役員の構成 (2026年6月26日以降の予定)

各取締役が有する主な専門性、経験等は以下のとおりです。

氏 名 地 位 等	経営 全般	業界 知識	国際 経験	営業/ マーケティング*	技術/ 研究開発	財務/ 会計	法務/ リスク管理	環境/ 社会
下坂立正 再任 代表取締役社長 (男性)	○	○				○	○	○
福澤義司 再任 常務取締役 (男性)		○		○	○			
村上吉憲 再任 常務取締役 (男性)		○	○	○	○			○
西村裕司 再任 取締役 (男性)		○		○	○			○
安藤正人 再任 取締役 (男性)		○	○	○	○			○
坪川貞子 再任、独立、社外 取締役 (女性)							○	○
杉本 学 取締役常勤監査等委員 (男性)		○		○			○	
北之園雅章 独立、社外 取締役監査等委員 (男性)							○	○
菊島聡史 独立、社外 取締役監査等委員 (男性)	○					○	○	○
井村一明 独立、社外 取締役監査等委員 (男性)						○		○

第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の一部改定および継続の件

当社は、2008年6月27日開催の当社定時株主総会において、当社の株式の大規模買付行為に関する対応策(以下、「原施策」といいます。)を導入することにつき、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しております。

その後、2011年6月29日、2014年6月27日、2017年6月29日、2020年6月26日および2023年6月29日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続しております(以下、現在継続中の対応策を「現施策」といいます。)

当社は、その後も社会、経済情勢の変化、買収への対応方針に関する議論の進展等を踏まえ、現施策の継続の是非や内容について検討をした結果、2026年5月12日開催の当社取締役会において、株主総会の決議による承認を条件として現施策を一部改定の上継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収への対応方針)(以下、「本施策」といいます。)を決定しました。

現施策からの変更点は次のとおりです。

- ① 独立委員会は、対抗措置の発動を勧告するにあたり、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができる旨明記しました。
- ② その他文言等の形式的な見直しを行いました。

つきましては、本施策について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本施策の具体的な内容については、以下に記載のとおりであります。

1. 提案の理由

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、これを受入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。

大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。近時の、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意形成のプロセスを経ることなく、突如として一方的に大規模買付行為を強行するといった動きがなされる可能性も決して否定できません。株主の皆様に対して当該大規模買付に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付の条

件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為もないとはいえません。

このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価および株主の皆様のご判断等に必要な期間を確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役会としての責務であると考えております。

上記の見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)、ならびに大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置(以下、「大規模買付対抗措置」といいます。)についてその要件および内容を予め設定するものであります。

なお、2026年3月31日現在における当社の大株主の状況は別紙1に記載のとおりであります

2. 本施策の内容

(1) 本施策の目的および対象となる当社株式の買付け

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注1)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記1.に記載した基本方針(当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針をいいます。以下、同じとします。)に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の保有者(注2)およびその共同保有者(注3)、または②当社株券等の買付け等(注4)を行う者およびその特別関係者(注5)をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては、当該保有者の株券等保有割合(注6)をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(注7)の合計をいいます。

(注1)金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

(注2)金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項にもとづき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注3)金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項にもとづき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注4)金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

(注5)金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

(注6)金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

(注7)金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

(2) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール(下記(3))と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置(下記(4))から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主および当社取締役会による判断のための情報提供(下記(3)①)と、当社取締役会による検討・評価等および株主の皆様のご判断に必要な期間の付与(下記(3)②)を要請しております。

次に、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動に先立ち、(i)当社の経営陣からの独立性を有する当社の社外取締役および社外有識者から構成される独立委員会(以下、「独立委員会」といいます。)を設置し、(ii)独立委員会に対して大規模買付対抗措置の発動の是非等について諮問し、(iii)独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、(iv)大規模買付対抗措置を発動するか否かを判断することとしており(下記(3)③および(4)③)、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しております。なお、当社取締役会は、独立委員会が大規模買付対抗措置を発動すべき旨を勧告するにあたり当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または当社取締役会が株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認のための株主総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、株主の皆様の意思を確認したうえで、その結果を踏まえ、具体的な大規模買付対抗措置を発動するものいたします。

また、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動要件を大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値もしくは株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました(下記(4)②)。

なお、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。

(3) 大規模買付ルール

① 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、かつ、当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者には、大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称または商号、主たる事務所または本店の所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法(外国法人の場合)および提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(注8)を行うことその他の目的がある場合にはその旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)を明示し、大規模買付ルールを遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む日本語で記載された大規模買付意向表明書(以下、「意向表明書」といいます。))を提出していただきます。なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実について、適切かつ速やかに開示します。

これに対し、当社取締役会は、かかる意向表明書の受領後10営業日(注9)以内に、大規模買付者に対し、大規模買付者において意向表明書に補充して提供いただきたい情報のリストを、適宜回答期限(原則として60日を上限とします。))を定めた上で意向表明書記載の国内連絡先宛に送付いたします。補充して提供していただくことを予定している情報の一般的事項は、次の各号のとおりです。なお、大規模買付者が、次に掲げる情報の一部について提供できない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供できない理由を具体的に示していただくよう求めます。

(注8) 金融商品取引法第27条の26第1項に規定する重要提案行為等をいいます。以下、同じとします。

(注9) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

以下、同じとします。

- (a) 大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含みます。)の概要(沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3年間の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含みます。))
- (b) 大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)および具体的内容(大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。))
- (c) 大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含みます。)の株券等保有割合、保有株券等の数および直近6ヶ月間の当社株券等の買付状況
- (d) 大規模買付行為における当社株券等の買付価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の具体的内容および条件
- (e) 大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含みます。))が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴
- (f) 大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含みます。))と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係

- (g) 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- (h) 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- (i) 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- (j) 大規模買付者が提供する情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
- (k) 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本回収方針および議決権の行使方針ならびにそれらの理由
- (l) 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- (m) 大規模買付行為後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その旨および理由
- (n) 大規模買付行為後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
- (o) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
- (p) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

大規模買付者には、当社取締役会が送付した情報リストに従い、意向表明書を補充する情報を、書面にて提出していただきます。大規模買付者が提供した情報がなお不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な情報が揃うまで追加的に情報の提供を求めることがあります。

ただし、当社取締役会が大規模買付者に対して請求することができるのは、当該大規模買付行為の是非に関し、株主が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものといたします。また、大規模買付者が提出した意向表明書およびこれを補充する情報(以下、「大規模買付者提供情報」といいます。))は、株主の皆様判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問のうえ、大規模買付者による大規模買付提供情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。))するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

② 株主の皆様のご判断ならびに取締役会における検討および評価

次に、大規模買付者には、上記①にもとづく情報提供完了通知を当社が行った日から、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、最大60日間(大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または最大90日間(その他の大規模買付行為の場合)(以下、「取締役会評価期間」といいます。)が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、大規模買付者提供情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替的提案の作成および提示等を行うことを可能とし、また、株主の皆様が適切に判断する期間を確保するためです。なお、下記③(c)に記載する場合には、独立委員会は、当社取締役会に対し取締役会評価期間を最大30日間延長することを勧告できるものとし、当社取締役会は、原則として従うものとします。また、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、決議された具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間(延長された場合の延長期間を含みます。以下同じとします。)中、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者提供情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、下記③の独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置の発動の是非について決議します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対して当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

③ 独立委員会の設置・勧告等

当社は、本施策の導入にあたり、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者から構成される独立委員会を設置いたします(独立委員会規則の概要につきましては、別紙3をご参照ください。)

独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者の中から選任します。なお、本施策の導入にあたって予定している独立委員会の委員の氏名および略歴は、別紙4「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりであります。

当社取締役会が情報提供完了通知を行うにあたっては、独立委員会に対し、大規模買付者提供情報が十分か否かを諮問するものといたします。また、当社取締役会が具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会に対し、大規模買付者提供情報および取締役会による評価および分析結果を提供のうえ、当社取締役会が決議しようとする具体的な大規模買付対抗措置について、その発動の是非を諮問するほか、当社取締役会としての代替的提案の内容が相当か否か、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問すべきと判断した事項を諮問する

ものといたします。独立委員会は、当社取締役会の諮問にもとづき、取締役会による評価、分析結果ならびに外部専門家の意見を参考にし、また判断に必要と認める情報等を必要に応じて外部の第三者からみずから入手、検討して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対する勧告を行うものといたします。

(a) 大規模買付対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者による大規模買付行為が下記(4)②に定める発動要件のいずれかに該当し、大規模買付対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、原則として大規模買付対抗措置の発動を勧告いたします。なお、独立委員会は、かかる勧告について、株主意思確認総会を経るべき旨の留保を付すことができます。

ただし、独立委員会は、いったん大規模買付対抗措置の発動を勧告した後も、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、または当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと独立委員会が判断した場合には、大規模買付対抗措置の停止または変更の勧告を行うことがあります。

(b) 大規模買付対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討の結果、大規模買付者による大規模買付行為が下記(4)②に定める発動要件のいずれにも該当しないか、または該当しても大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対して、大規模買付対抗措置の不発動を勧告いたします。

ただし、独立委員会は、いったん大規模買付対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が下記(4)②に定める発動要件のいずれかに該当すると判断し、大規模買付対抗措置を発動することが相当であると判断するに至った場合には、大規模買付対抗措置を発動することの新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。なお、独立委員会は、かかる勧告について、株主意思確認総会を経るべき旨の留保を付すことができます。

(c) 取締役会評価期間の延長を行う場合

独立委員会は、独立委員会が取締役会評価期間内に上記(a)または(b)に記載する勧告を行うことができない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行えないと判断した場合には、当社取締役会に対し、30日間を上限として、当該大規模買付行為の評価または検討、大規模買付者との交渉および協議等に必要と判断される合理的な範囲で取締役会評価期間を延長すること、当該延長期間内に独立委員会が行う大規模買付対抗措置に係る勧告を受けたうえで大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行うこと等を勧告できるものといたします。

(4) 大規模買付対抗措置

① 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きに従うことなく大規模買付行為を行った場合等、下記②に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動要件をみたまず場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものといたします。

具体的大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権を発行する場合の概要は、別紙 2「新株予約権の概要」に定めるとおりといたします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないこと等の行使条件および当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。

② 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものといたします。

- (a) 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が当社の求める情報を提供することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものといたします。
- (b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、大規模買付者提供情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものといたします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると判断されたときは、原則として当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものといたします。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- i. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引取らせることにある場合(いわゆるグリーンメイラーの場合)
- ii. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含みます。)に移譲させることにある場合(いわゆる焦土化経営の場合)

- iii. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含みます。)の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
 - iv. 当該大規模買付行為または当社グループの経営権取得の目的が、主として会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売抜けをすることにある場合
 - v. 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合
 - vi. 大規模買付者による支配権取得および支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社株主の皆様はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社グループの企業価値を著しく毀損するおそれがあるまたは当社グループの企業価値の維持および向上を妨げる重大なおそれがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合
 - vii. 買付条件(対価の価額・種類、買付時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社グループの企業価値の本質に鑑み著しく不十分または不適当な買付けである場合
- ③ 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、上記②の具体的な大規模買付対抗措置の発動の是非を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、外部専門家の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、その勧告をふまえて当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会が大規模買付対抗措置を発動すべき旨を勧告するにあたり当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または当社取締役会が株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、株主の皆様意思を確認したうえで、その結果を踏まえ、具体的な大規模買付対抗措置を発動するものといたします。株主意思確認総会の招集手続および議決権行使方法は、法令および当社定款に基づく定時株主総会または臨時株主総会の招集手続および議決権行使方法に準ずるものとします。また、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない場合、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告を最大限尊重のうえ、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものといたします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社グループまたは当社株主の皆様に着しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置を決議することができるものといたします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとしますが、独立委員会により、大規模買付行為が上記②(b)各号の発動要件に該当し、大規模買付対抗措置を発動することが相当であるとして大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされたときは、その勧告を最大限尊重のうえ、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議するものといたします。ただし、その場合でも当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動しないこともあります。

また、当社取締役会は、いったん大規模買付対抗措置の発動の決議をした後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、または当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付対抗措置の停止または変更を行うことがあります。具体的には、例えば、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。このような大規模買付対抗措置の停止または変更を行う場合には、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報を開示いたします。

なお、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

(5) 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策は、本総会において議案として諮り、出席株主の皆様の議決権の過半数の賛成を得られた場合に限り、現施策から更新するものであり、その有効期間は2029年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況をふまえ、本施策を株主総会からの委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し(本施策に関する法令・金融商品取引所の定める規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合その他当社株主の皆様に不利益を与えない場合を含みます。)をしたうえで、当社取締役会において本施策を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合、または当社の株主総会において本施策を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止または変更されるものといたします。

なお、当社は、本施策を廃止または変更した場合、速やかにその旨を開示いたします。

(6) 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、2026年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読替えることができるものといたします。

3. 本施策が株主および投資家の皆様に及ぼす影響について

(1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、その導入・継続時において新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは当社株主の皆様が、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能とするためのものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 大規模買付対抗措置の発動が株主および投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様は法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所の定める規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、名義書換未了の株主の皆様には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続きを行わない場合は、当該株主の皆様の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続きをとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります(なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。)

なお、上記2. (4)③(b)で述べているとおり、当社は、例えば、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後において、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、

1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の無償割当ての対象となる株主が確定した後に1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

4. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、上記1.の基本方針に記載のとおり、大規模買付者に株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示する等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

(2) 本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本施策は、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的

上記1.で述べたとおり、本施策は、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることを可能とするため、かつ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的とするものです。

また、上記2.(3)で述べた大規模買付ルールの内容ならびに上記2.(4)で述べた大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

② 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、いずれも上記2.において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家の皆様および大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

③ 株主意思の反映

上記2.(5)「本施策の有効期間ならびに廃止および変更」で述べたとおり、本施策は、本総会に議案として提出し、出席株主の皆様の議決権の過半数の賛成を得られる場合に限り、現施策から更新するものです。また、上記2.(4)③に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、大規模

買付対抗措置の発動の先立ち、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認総会を招集し、大規模買付対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができますものとしております。さらに、本施策は有効期間満了前であっても、株主総会または当社取締役会の決議によって、廃止または変更することができます。

したがって、本施策に係る判断には、株主の皆様の意思が反映されるものと考えております。

④ 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、上記2. (4)②のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、上記2. (4)③のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続として、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

⑤ 買収への対応指針の要件を完全に充足していること

本施策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則((a)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(b)事前開示・株主意思の原則、(c)必要性・相当性確保の原則)ならびに経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、および透明性の原則）を完全に充足しております。また、本施策は企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の内容その他買収への対応方針に関する議論等を踏まえた内容となっております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

上記2. (5)の「本施策の有効期間ならびに廃止および変更」に記載しましたとおり、本施策は、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できないもの)ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本施策は、いわゆるスローハンド型(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要するもの)でもありません。

以上

当社株式の状況(2026年 3月31日現在)

発行可能株式総数	25,000,000株
発行済株式総数	8,450,099株
株主数	6,345名

大株主の状況

順位	株 主 名	当社への出資状況	
		持 株 数	持 株 比 率
1	株式会社フェローテック	1,027千株	13.10%
2	北電工取引先持株会	472	6.02
3	NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	382	4.87
4	北電工従業員持株会	350	4.47
5	株式会社北陸銀行	301	3.84
6	株式会社北國銀行	158	2.02
7	前田建設工業株式会社	149	1.91
8	株式会社富山銀行	139	1.78
9	コーセル株式会社	112	1.44
10	DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	112	1.43

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式604千株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(604千株)を除いて計算しております。

以 上

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公示する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会で定めて公示する基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の保有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割当てる新株予約権の総数

割当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者(注1)、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者(注2)、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これらの①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者(注3)(以下「非適格者」といいます。)は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、

全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。

その他の取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

(注 1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当ての決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

(注 2) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当ての決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

(注 3) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項)をいう。

以上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会(本別紙において以下「委員会」といいます。)は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 委員会の委員は、3名以上5名以下とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
3. 委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 委員会は、大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか、具体的な大規模買付対抗措置の内容が相当であるか、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項等について検討・評価のうえ、委員会として決定を行い、その理由を付して取締役会に対して勧告する。委員会は、当社取締役会に対する勧告の前提として、大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求、大規模買付行為の提案があった事実の公表、大規模買付行為に関する条件についての、大規模買付者との交渉等を、当社取締役会に要請することができる。
5. 委員会の決議は、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。
6. 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他委員会が必要と認める者に対して説明を求めることができる。
7. 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含む。)の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の略歴

独立委員会の委員は、以下の3名とする予定です。

北之園 雅章(きたのその まさゆき:1959年8月24日生)

【略歴】

1988年 4月 弁護士登録
 4月 松尾綜合法律事務所入所
 1997年 6月 当社監査役
 2003年 5月 東京あおい法律事務所代表
 2009年 11月 桜川綜合法律事務所弁護士
 2017年 6月 当社取締役(監査等委員)(現任)
 2022年 9月 桜川協和法律事務所弁護士(現任)

北之園雅章氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

井村 一明(いむら かずあき:1956年11月1日生)

【略歴】

2016年 7月 金沢国税局徴収部長
 2017年 7月 金沢国税局退職
 2017年 8月 税理士登録
 2017年 8月 井村一明税理士事務所所長(現任)
 2020年 6月 中村留精密工業(株)監査役(現任)
 2021年 6月 当社取締役(監査等委員)(現任)

井村一明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

坪川 貞子(つばかわ さだこ:1962年5月2日生)

【略歴】

1989年 12月 社会保険労務士登録 開業
 1990年 2月 行政書士登録 開業
 2012年 1月 社会保険労務士法人坪川事務所代表社員(現任)
 2015年 9月 行政書士法人坪川事務所代表社員(現任)
 2023年 6月 当社取締役(監査等委員)
 2025年 6月 当社取締役(現任)

坪川貞子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

富山市大手町1番2号

富山国際会議場 2階 特別会議室

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、お間違えのないようにご注意ください。)

TEL (076) 424-5931

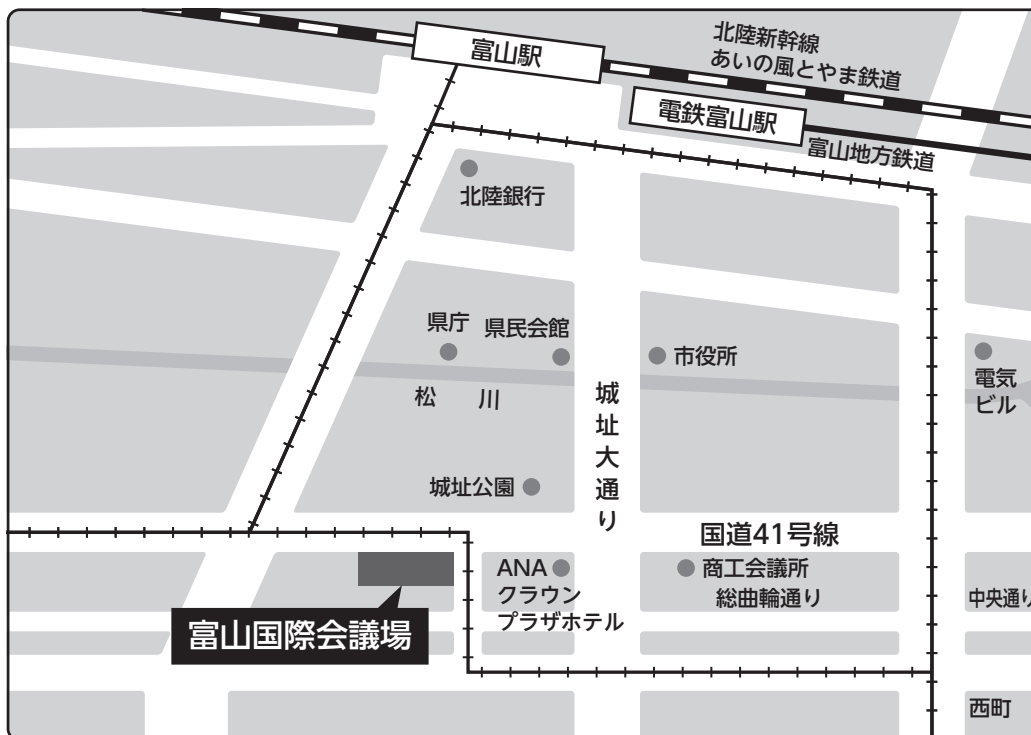
交通

電車：JR富山駅南口より徒歩約15分

：JR富山駅南口より約7分市内電車（環状線）「国際会議場前」下車

お車：北陸自動車道「富山IC」を降りて約15分

空港：富山空港からタクシーをご利用の場合約20分



お願い 会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。